

産前産後期間に係る保険税軽減届出書

届出の区分	☐ 新規											
	☐ 修正申告 (以前提出した届出書の出産予定日と実際の出産月が異なっている場合で、出産月で保険税の軽減の再算定を届け出る場合にチェックしてください。)											
A. 世帯主	フリガナ											
	① 氏 名											
	② 生年月日	大正・昭和・平成・令和			年		月		日			
	③ 住 所											
	④ 個人番号											
	⑤ 電話番号											
B. 出産する方 ☐ 世帯主 ☐ 世帯員 (世帯員の方は右欄にご記入ください。)	フリガナ											
	① 氏 名											
	② 生年月日	昭和・平成・令和			年		月		日			
	③ 住 所											
	④ 個人番号											
C. 出産予定日又は出産の日		令和 年 月 日										
D. 単胎妊娠又は多胎妊娠の別		☐ 単胎 ☐ 多胎										
若狭町国民健康保険税条例第 24 条の 3 の規定により、上記のとおり国民健康保険税の軽減に係る出産被保険者について届け出ます。												
令和 年 月 日 住 所 氏 名 世帯主との続柄												
若狭町長 様												

※裏面もご確認ください

＜注意事項＞

1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
なお、以前お住いの市区町村に産前産後期間の保険税（料）軽減について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。
3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 - ①出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）
 - ②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類※死産等の場合は死胎火葬許可証、医療機関が発行した死産証明書などで、死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

Q&A

出産の考え方は？

出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産の場合も対象となります。

減免額は？

出産する被保険者の国民健康保険税（所得割額、均等割額、平等割額）のうち、産前産後期間の所得割額と均等割額を免除します。

産前産後期間とは？

単胎の場合は出産予定月（出産月）の前月から4か月間。多胎の場合は出産予定月（出産日）の3か月前から6か月間です。

産前産後期間中に国保への加入や脱退の場合は？

産前産後期間中に若狭町国保へ加入や脱退をされた場合は、産前産後期間のうち、若狭町国保加入期間分については免除対象となります。若狭町国保加入期間外については、ご加入の健康保険へお問い合わせください。

低所得者減免世帯の場合の減免額は？

国民健康保険税の均等割額は、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度があります。この軽減対象世帯の場合は、軽減制度適用後の均等割額のうち、産前産後期間の均等割額を免除します。

産前産後期間が年度を跨ぐ場合の減免額は？

国民健康保険税は4月から翌年3月までを年度としています。ですから例えば令和6年3月出産の場合は2月から5月までが産前産後期間になりますので、2月と3月は令和5年度の税額で、4月と5月は令和6年度の税額でそれぞれ算定します。